

琵琶湖環境対策特別委員会
平成29年(2017年)7月7日(金)
琵琶湖環境部環境政策課
琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

「びわ湖の日」について

I びわ湖の日

1 びわ湖の日の制定について

昭和56年、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行1周年を記念し、7月1日を「びわ湖の日」と定め、平成8年に「環境基本条例」において規定。

琵琶湖への思いをみんなで共有して、その総合保全に取り組む象徴的な日といえる。

環境基本条例（平成8年7月1日施行）

(びわ湖の日)

第八条 県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、びわ湖の日を定める。

2 びわ湖の日は、7月1日とする。

3 県は、びわ湖の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

2 びわ湖の日の取組について

7月1日「びわ湖の日」の概ね前後1週間、県下全域で環境美化活動が行われてきた中、平成23年度のびわ湖の日30周年を契機に、「琵琶湖をきれいにすること」に加えて、「豊かな琵琶湖を取り戻すこと」、「琵琶湖にもっと関わること」をびわ湖の日の取組の新たな展開の柱とした。

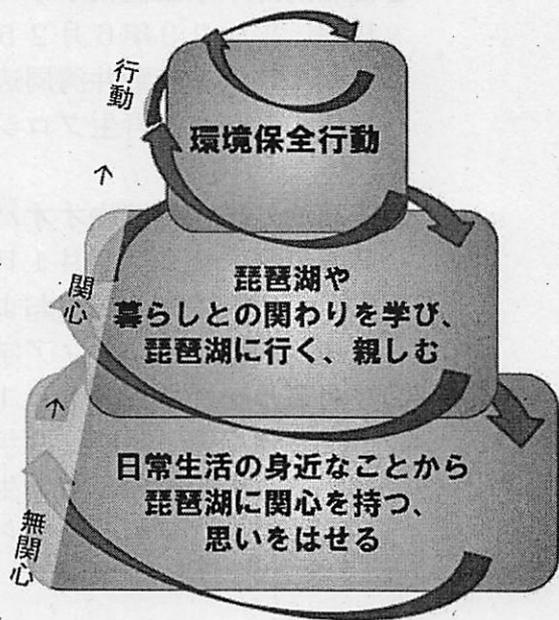
また、平成25年度、この3本柱を充実させていくため、市町と連携するだけでなく、民間企業・大学等と連携した取組を新たに進めることとした。

【びわ湖の日の目指す姿】（びわ湖の日30周年の取組報告書より）

びわ湖の日には、県民、事業者、行政等が丸となって広く環境の保全についての理解と認識を深め、環境の保全に関する活動に取り組み、県民が琵琶湖とつながり、琵琶湖と生きていることを感じる日となることを目指す。

【主な事業展開】

- 琵琶湖をきれいにしよう
 - びわ湖を美しくする運動
- 豊かな琵琶湖を取り戻そう
 - ナガエツルノゲイトウの駆除、ニゴロブナの放流
 - オオバナミズキンバイの駆除
 - 外来魚駆除釣り大会
- 琵琶湖にもっと関わろう
 - 琵琶湖の価値やびわ湖の日の意義を発信『広める』
 - 身近なこと『食べる』から琵琶湖に関心をもつ企画
 - 琵琶湖や暮らしとの関わりを『学ぶ』企画



3 平成29年度「びわ湖の日」の取組（H29.6.19時点）

《今年度のポイント》

より多くの方に琵琶湖を知り、関わっていただくために

- ◇琵琶湖周航の歌100年との連携
- ◇若い世代へのアプローチ強化
- ◇下流域への発信強化
- ◇ソーシャルメディアの有効活用

1 琵琶湖をきれいにしよう～協働取組

○びわ湖を美しくする運動 <循環社会推進課>

- ・実施期間 概ね6月25日（日）～7月9日（日）
- ・活動内容 琵琶湖や河川、道路等における美化活動
- ・昨年の参加人数 約12万人
- ・協力団体 滋賀県漁業協同組合連合会など18団体
- ・参加状況（年度）H24:10.2 H25:14.7 H26:13.6 H27:12.8 H28:12.1（万人）

㊦○侵略的外来水生植物ナガエツルノゲイトウの駆除

○ニゴロブナの放流

<湖東環境事務所>

日程：平成29年6月24日（土）9:00～11:00

11:00～11:30

場所：野瀬川（彦根市大藪町）

野瀬川（彦根市大藪町）

内容：ナガエツルノゲイトウ駆除

ニゴロブナの稚魚の放流

主催：彦根市、滋賀県

共催：公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会、
読売テレビ「24時間テレビ」事務局

*彦根市内で行われるびわ湖を美しくする運動（6月24日）の一環として実施

2 豊かな琵琶湖を取り戻そう～協働取組

○侵略的外来水生植物オオバナミズキンバイ等の駆除

<自然環境保全課>

日程：平成29年6月25日（日）

場所：守山市赤野井湾周辺

主催：赤野井湾再生プロジェクト（県協働事業）

○侵略的外来水生植物オオバナミズキンバイの調査

日程：平成29年7月1日（土）

場所：大津中央公民館および琵琶湖湖岸

主催：国際ボランティア学生協会（IVUSA）滋賀支部（県協働事業）

○びわこルールキッズ2017～外来魚のリリース禁止 <琵琶湖政策課>

1) 募集期間：平成29年6月10日（土）～8月31日（木）

内容：全国の小中学生を対象に、期間中に外来魚のリリース禁止
に協力してもらえる『びわこルールキッズ』を募集

2) びわこルールキッズ釣り大会

日時：平成29年6月10日(土)、7月23日(日)

主催：滋賀県

協賛：伊藤園、滋賀県漁業協同組合連合会、JAバンク滋賀

場所：大津港(浜大津アーカス前)

3 琵琶湖にもっと関わろう～協働取組

【民間企業との連携による取組】

○(株)セブン-イレブン・ジャパン <琵琶湖保全再生課>

- 1) 今年度は琵琶湖周航の歌誕生地の高島市と連携し、高島市に関連したメニュー等を販売(高島とんちゃん弁当、近江牛・甘長とうがらしを使用したおむすび等)

販売場所：県内全店舗(約230店舗)

発売日：6月27日、7月18日(予定)

- 2) 県内全店舗で「びわ湖の日」ポスターを掲出、レジ袋削減に関する協定締結

○大型商業施設(平和堂・イオン) <琵琶湖保全再生課・農政課・食のブランド推進課・水産課>

- 1) びわ湖の恵みコーナー設置(湖魚や近江米など)

日程：7月1日前後

場所：平和堂約70店舗、イオン4店舗

- 2) 「琵琶湖の価値発見」ブースの設置(パネル展示・水槽設置・県産食材消費促進など)

日程：7月1日(土)～2日(日)

場所：ピバシティ彦根

※児童合唱団による琵琶湖周航の歌合唱や、あゆのつかみどりも行われる

- 3) 琵琶湖周航の歌と関連したメニュー等の販売(平和堂 県産食材メニュー開発・販売)

【学校関係との連携による取組】

○成安造形大学 <琵琶湖保全再生課>

「琵琶湖周航の歌」を勘案したデザインの

「びわ湖の日」啓発ポスター・クリアファイル作成

(学内コンペでデザインを決定)

○立命館大学 <琵琶湖保全再生課>

「琵琶湖と人の様々なつながり」をテーマに「びわ湖の日」連続講座開催

主催：滋賀県 共催：立命館大学

講師：7/9 琵琶湖汽船株式会社 川戸良幸社長「湖上から伝える琵琶湖の魅力」

7/23 立命館大学生命科学部 伊藤将弘教授「ゲノムから探る琵琶湖」

7/30 琵琶湖周航の歌資料館 村井佳子館長「琵琶湖周航の歌誕生100年」

○龍谷大学 <琵琶湖保全再生課>

- 1) 学食で湖魚ハスを使用したメニューが提供(各日20食)される。同期間中、琵琶湖に関するパネル等を展示 日程：6/26～6/30 5日間

- 2) 県提供龍谷講座の開催 ※調整中 年度後半に大阪で開催予定

○県内小学校

- 1) びわ湖の魚を学ぶ学校給食連携推進事業 <水産課>
日程：6月から3月（各学校で湖魚を給食に使用する日）
内容：学校給食へ旬の湖魚を提供（ビワマスを中心にホンモロコ、コアユ等）
- 2) 「びわ湖の日」音声ストーリーの放送 <琵琶湖保全再生課>
日程：びわ湖の日前後
内容：給食時間等に琵琶湖に関する様々な「音」や暮らしに関する「お話」の放送

○琵琶湖下流域の子どもたちへ出張出前講座 <琵琶湖保全再生課・琵琶湖博物館・農政課>

- 1) 私立東山中学校（京都市）
開催：3回（5/20、11/21、12/9）
内容：琵琶湖博物館での外来魚解剖、琵琶湖の歴史、近江米試食 等
- ② 私立清風南海高等学校（大阪府） <琵琶湖保全再生課・琵琶湖政策課>
開催：6/13、7/31
内容：出前講座、県内でのフィールドワーク（高島市内）

②【公立施設等との協働取組】

○琵琶湖周航の歌資料館での特別企画 <琵琶湖保全再生課>

期間：6月1日～7月2日 場所：琵琶湖周航の歌資料館（高島市）
内容：琵琶湖周航の歌資料館で琵琶湖に関するパネル等の展示や、県民からの琵琶湖への思いの意見募集コーナーを設置

○県立図書館での「びわ湖の日」企画展示 <図書館・琵琶湖保全再生課>

期間：7月1日～7月30日
テーマ：今日は何の日？7月1日は「びわ湖の日」
内容：びわ湖に関する資料(歴史・生物・環境・保全・暮らし等)、「びわ湖の日」ポスター展

○琵琶湖疏水記念館での「びわ湖の日」パネル展示 <琵琶湖保全再生課>

期間：7月1日～7月30日 場所：琵琶湖疏水記念館
内容：琵琶湖保全再生法パネル展示等 連携：京都市上下水道局

②【ソーシャルメディアでの情報発信】

○#ビワコノヒ 写真投稿呼びかけ <琵琶湖保全再生課・広報課>

期間：7月1日～7月20日
内容：#ビワコノヒを入れて、お気に入りの琵琶湖をInstagramから投稿していただくことで、琵琶湖の多様な価値や魅力を広めていくもの

II びわ湖の日を休日とすることについて

琵琶湖の保全及び再生に関する法律において、琵琶湖が国民的資産と位置づけられ、今年度から「琵琶湖保全再生計画」に基づく取組を始めることを契機に、より多くの県民が琵琶湖に思いを寄せ、琵琶湖とのつながりをさらに深めていただくため、「びわ湖の日」の取組を一層充実させる必要がある。その方策の一つとして「びわ湖の日」を休日とすることを検討している。

1 休日に関する制度

(1) 地方公共団体の休日

地方自治法の規定に基づき、県・市町それぞれの「休日を定める条例」により定める。(例：滋賀県の休日を定める条例)

《「逐条解説地方自治法」から》

- ・「地方公共団体の休日」とは、組織体としての地方公共団体が全体として執務態勢にない日をいう。
- ・一般に地方公共団体の構成要素とされる住民にまで及ぶものではなく、住民にとっての休日に当たるものではない。

(2) 教育機関（学校）の休日

公立の学校については設置者である教育委員会が規則等で定める。

(3) 民間企業の休日

労働基準法の休日の規定を踏まえ、それぞれが定める。(就業規則)

2 これまでの経過

3月 9日	県議会環境・農水常任委員会において報告
3月10日	滋賀経済団体連合会と行政との連絡調整会議 において「びわ湖の日について」議論
3月28日	滋賀県商工会連合会意見書「琵琶湖新時代に向けて」
4月11日	首長会議において「びわ湖の日について」議論
5月上旬から6月中旬	市町、経済団体、校長会等を訪問し、意見聴取
5月30日から6月20日	県政世論調査
6月12日から	県ホームページで意見募集

3 今後の予定

6月から8月	「びわ湖の日」を休日とすることについての庁内検討 チームによる課題整理、検討・団体等との意見交換
7月下旬	県政世論調査単純集計速報値公表
8月中旬	県政モニターアンケート
10月	中間報告

4 主な意見の概要

(1) 全般的事項

- 滋賀県環境基本条例が施行されて20年以上経過するが、どれぐらいの県民が「びわ湖の日」を認識しているのか。まずは、認知度の向上が重要。
- 「びわ湖の日」の取組を充実させることは必要なことであるが、休日にすることは時間をかけて考えたほうがよい。まずは、具体の取組により「びわ湖の日」をもっとアピールすることが大事。
- 琵琶湖に面している市町と面していない市町では住民の認識に違いがある。琵琶湖に面していない市町では、琵琶湖に関する取組といえば「びわ湖一斉清掃」というより「河川愛護」という認識。
- 琵琶湖に関する取組は、湖辺だけでなく、水源の重要性をもっとアピールするべきである。
- 「びわ湖の日」の具体的な取組がより多くの県民に浸透し、県民の間で機運が醸成され、その先に休日にするための議論があるのではないかと。
- 琵琶湖に関わる取組や住民活動は、「びわ湖の日」に限らず実施しており、特定の日にこだわる必要はないのではないかと。
- 「びわ湖の日」の取組は一斉清掃のイメージが強いため、観光振興等の視点からの取組を考えてはどうか。
- 休みにすることにより社会的な支障が出てくる。課題を明確にする必要がある。
- 大事なものは、休日であるかどうかではなく、より多くの県民が琵琶湖に関わる具体的な行動を促せるかどうかである。

(2) 行政関係

- 市町は、窓口業務があり、住民基本台帳ネットワークシステムで全国とつながっていることから、県内の市町だけ休むのは混乱が生じる。
- マイナンバーカードが普及すれば、窓口業務の支障も少なくなるのではないかと。
- 企業は個別の判断になり実際は休みになりにくく、実態として県や市町の行政機関だけが休みになることに対し、住民の理解が得られるか疑問。
- 休日にするなら、県、市町、学校が一斉に休みにならないと目的が達成できないのではないかと。
- 現在、びわ湖一斉清掃は、ごみ処理施設の受け入れの関係から、複数の日に分けて実施している。

(3) 学校関係

- 小・中学校は授業時間の確保が課題であり、さらに休業日を増やすことは困難であると思われる。
- 保護者等大人が休みにならないで、小学校が休みになった場合は、学童保育等の対応をどうするかが課題である。

- 高校は6月下旬から7月上旬にかけて行事が集中する時期であり、休業日となると、調整が必要となる。
- 「びわ湖の日」に学校教育の中で行う取組の方がより効果的ではないか。
- 子どもを休みにしても、付き添う大人が休めない状況では、琵琶湖など水辺には近づくことができなくなってしまう。

(4) 企業関係

- 企業は全国一斉に動いているので、県内の事業所だけを休みにすることは難しいのではないかと。製造業は、県外本社の事業所も多く、年間計画を立てて休日を調整している。
- 仮に県内の学校や企業が休みになっても、県外の企業等に勤務している人もおり、このことも考慮に入れて、子どもの家庭での対応等が課題である。
- 「びわ湖の日」前後の土日にボランティア活動をした人に平日に有給休暇を取ることを奨励する企業を増やすことに取り組んではどうか。
- 「びわ湖の日」を県民の休日にすることは、地域経済へ大きな波及効果をもたらすものであると思われる。

Ⅲ 今後の取組

今回、市町、団体等からいただいた意見を踏まえ、より多くの県民が琵琶湖に思いを寄せ、琵琶湖とのつながりを深めていただけるよう、「びわ湖の日」の取組をさらに充実させ、効果的に発信することを検討する。

また、庁内の検討チームにおいて、「びわ湖の日」を休日にするについて、それぞれの分野ごとの課題を整理し、対応案等の検討を進める。

こうした検討を行うに際して、琵琶湖に関して活動をされている様々な主体とも意見交換を行うなど、丁寧な議論を進める。

《参考》

●滋賀県の休日定める条例

第1条 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、県の休日に県の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

第2条 県の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例または規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例または規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

●地方自治法（地方公共団体の休日）

第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める。

2 前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 年末又は年始における日で条例で定めるもの

3 前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

4 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。